

令和6年1月11日

公 告

防衛省陸上自衛隊
金沢駐屯地業務隊長

石川県金沢市野田町1-8 陸上自衛隊金沢駐屯地（以下「金沢駐屯地」という。）において、駐屯地創立記念行事及び納涼行事模擬売店（露店）を行う業者について、次のとおり募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 以下の条件を満たすこと。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイ項からオ項までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(3) 公募についての業者説明会に参加できる者であること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 実施日時

(1) 創立記念行事（総合予行含む。）

令和6年4月上旬～令和6年4月中旬のうち2日
午前8時30分から午後3時まで（予定）

(2) 納涼行事

令和6年7月下旬～令和6年8月上旬のうち1日
午後5時から午後7時45分（予定）

※いずれも天候等により中止する場合があります。

4 設置及び経営場所

石川県金沢市野田町1-8 陸上自衛隊金沢駐屯地

5 公募業種及び店舗数

(1) 公募業種

ア 創立記念行事

食品（生鮮食品は除く）、飲料（アルコール類は除く）、物販（自衛隊グッズ、玩具等）

イ 納涼行事

食品（生鮮食品は除く）、飲料（アルコール類を含む）物販（自衛隊グッズ、玩具等）

(2) 店舗数

ア 創立記念行事：10店舗程度

イ 納涼行事：10店舗程度

6 募集期間等（募集要領・仕様書の配布）

(1) 期間：令和6年1月11日（木）午前9時から
令和6年1月24日（水）午後4時まで
（但し、土・日を除く。）

- (2) 場 所：石川県金沢市野田町1－8
陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊 厚生科（担当：共済班長 岡崎）
電話：076－241－2171 内線326

7 説明会

- (1) 日 時：令和6年1月31日（水）午前10時から
(2) 場 所：石川県金沢市野田町1－8
陸上自衛隊金沢駐屯地 2号庁舎1F 第1会議室
(3) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑
(4) 注意事項
ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募には参加できません。
イ 参加希望者は、①会社名 ②参加者氏名 ③応募業種 ④連絡先を
令和6年1月30日（火）午後2時までに書面にて持参又はFAXより
下記「問い合わせ先」まで通知してください。なお、FAXでの通知の
場合は、届いたことを確実に確認して下さい。
ウ 金沢駐屯地に来られる際は、努めて公共交通機関をご利用下さい。

8 その他

応募については、1行事のみの応募も可とする。

9 問い合わせ先

〒921－8104
石川県金沢市野田町1－8
陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊厚生科（担当：共済班長 岡崎）
電話：076－241－2171 内線326 FAX338

「陸上自衛隊金沢駐屯地における駐屯地創立記念
行事及び納涼行事模擬売店の設置及び経営」募集
要領

陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊金沢駐屯地内における駐屯地創立記念行事及び納涼行事において、来隊する招待者及び市民との交流、隊員家族に対するサービスの充実を図り、併せて広報、隊員相互の親睦及び士気の高揚に努めるため、模擬売店の設置及び経営する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 以下の条件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイ項からオ項までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

石川県金沢市野田町1-8

陸上自衛隊金沢駐屯地

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 公募業種

ア 創立記念行事

食品（生鮮食品は除く）、飲料（アルコール類は除く）、物販（自衛隊グッズ、玩具等）

イ 納涼行事

食品（生鮮商品は除く）、飲料（アルコール類を含む）、物販（自衛隊グッズ、玩具等）

(3) 店舗数

ア 創立記念行事：10店舗程度

イ 納涼行事：10店舗程度

(4) 店舗区画

テント販売：7m×4m（28.00㎡）を基準とする。

移動車両販売：5m×5m（25.00㎡）を基準とする。

(5) その他

ア 別添「仕様書」のとおり。

イ 応募については、1行事のみの応募も可とする。

5 業者説明会

(1) 日 時：令和6年1月31日（水）午前10時から

(2) 場 所：陸上自衛隊金沢駐屯地 2号庁舎1F 第1会議室

(3) 説明事項：募集要領、仕様書内容及び現場説明

(4) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑

(5) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募には参加できません。

イ 参加希望者は、①会社名 ②参加者氏名 ③応募業種 ④連絡先を令和6年1月30日（火）午後2時までに書面にて持参又はFAXより下記「問い合わせ先」まで通知してください。なお、FAXでの通知の場合は、届いたことを確実に確認して下さい。

ウ 金沢駐屯地に来られる際は、努めて公共交通機関をご利用下さい。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する業者は、下記のとおり、ア・イ項の提出書類を、ウ項の提出先に、エ項の提出期限までに持参すること。なお、提出書類は返却いたしません。

ん。

ア 提出書類（模擬売店出店分）

- (ア) 申請書 1部(別紙様式第1)
- (イ) 企画提案書 5部(別紙様式第2)

※以下の事項について、必ず記載すること。

- a 販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3に記載)
 - b 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置
 - c 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法
 - d 衛生管理方法(食品取扱業者)
 - e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - f 防衛省における営業方針
 - g その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 5部
販売商品カタログ、露店として出店中の写真、その他企画提案書の具体的な資料等(提出できる範囲内で可)
- (エ) 出店希望表(別紙様式第4)
- (オ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備があった場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

- a 業務確約書(別紙様式第5)
- b 誓約書(別紙様式第6)
- c 役員名簿(別紙様式第7)

イ 提出書類（土地使用許可）

- (ア) 国有財産使用許可申請
- (イ) 誓約書

※1月31日業者説明会時に配布

ウ 提出先

〒921-8104

石川県金沢市野田町1-8

陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊厚生科(担当:共済班長 岡崎)

電話 076-241-2171 内線326

エ 提出期限

令和6年2月7日(水)午後1時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定します。

8 決定日

令和6年2月14日（水）（予定）

電話により通知

9 その他

天候等により中止となる場合がありますので、ご了承下さい。

10 問い合わせ先

〒921-8104

石川県金沢市野田町1-8

陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊厚生科（担当：共済班長 岡崎）

電話 076-241-2171 内線326 FAX338

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊金沢駐屯地
業 務 隊 長 殿

本社（店）所在地（フリガナ）

商号又は名称（フリガナ）

代表者の氏名（フリガナ）

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名（フリガナ） ：
電 話 ：
F A X ：

陸上自衛隊金沢駐屯地において、模擬売店（露店）を設置し経営を行う事について希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

企画提案書（創立記念行事・納涼行事）

商号又は名称：

<p>a 販売商品及び販売価格 ※ 別紙様式第3に記載</p>
<p>b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）</p>
<p>c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）</p>
<p>【食品取扱業者のみ】 d 衛生管理方法（200字以内）</p>
<p>e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の 対処方法（200字以内）</p>
<p>f 防衛省における営業方針（200字以内）</p>

g その他のアピールポイント（200字以内）

出店希望表

設置業種：

	出店希望行事	使用形態	使用面積
1	創立記念行事		
2	納涼行事		

※使用面積：テント 7m×4m (28㎡) 移動車両販売 5m×5m (25㎡)

(記入例)

設置業種： 自衛隊用品

	出店希望行事	使用形態	使用面積
1	創立記念行事	テント	28.0㎡
2	納涼行事	テント	28.0㎡

設置業種： 食品（麺類）（創立記念行事）
ソフトクリーム（納涼行事）

	出店希望行事	使用形態	使用面積
1	創立記念行事	テント	28.0㎡
2	納涼行事	移動車両販売	25.0㎡

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊金沢駐屯地
業 務 隊 長 殿

「陸上自衛隊金沢駐屯地創立記念行事及び納涼行事における模擬売店（露店）」の
応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地（フリガナ）

商号又は名称（フリガナ）

代表者の氏名（フリガナ）

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名（フリガナ）：

電 話 ：

F A X ：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

誓 約 書

私
当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、国との契約に基づき使用する国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方としての不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとするものであるとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第7により変更後の役員

名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

陸上自衛隊

金沢駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地（フリガナ）

商号又は名称（フリガナ）

代表者の氏名（フリガナ）

印

※ 申請印は登録印を使用してください。

年 月 日

役 員 名 簿				
商号又は氏名				
所在地				
役 職 名	(フリガナ)	生年月日	性別	住 所
	氏 名			

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊金沢駐屯地内における駐屯地創立記念行事及び納涼行事模擬売店の設置及び設営

2 業務内容

駐屯地創立記念行事及び納涼行事の模擬売店の設置及び設営

3 設置場所及び設置面積

(1) 設置場所（予定）

ア 創立記念行事：駐屯地厚生センター前道路及び売店駐車場

イ 納涼行事：駐屯地メイン道路

※各売店の設置場所は別途協議する。

(2) 設置面積

募集要領のとおり。

4 業者の決定

本業務を行う者（以下、「丙」という。）については、陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

5 国有財産の使用許可

(1) 丙は、模擬売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が国有財産を使用するとき。

イ 丙が使用許可条件に違反したとき。

(4) 使用許可を取り消された場合、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

6 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

7 国有財産使用料

丙は、乙に模擬売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。

日額 約3.3円/m²（消費税別）（前年度の実績であり変動する。）

なお、国有財産使用料は、乙が指定する期日までに全額を納入すること。

8 業務期間等

(1) 営業時間

ア 創立記念行事（総合予行含む。）

令和6年4月上旬～令和6年4月中旬のうち2日

午前8時30分～午後3時（予定）

イ 納涼行事

令和6年7月下旬～令和6年8月上旬のうち1日

午後5時～午後7時45分（予定）

(2) 準備時間

ア 創立記念行事（総合予行含む。）

令和6年4月上旬～令和6年4月中旬のうち2日

午前7時～午前8時15分（予定）

イ 納涼行事

令和6年7月下旬～令和6年8月上旬のうち1日

午後3時～午後4時45分（予定）

(3) 撤収時間

テント撤収等は一般開放終了後とする。

(4) その他の営業条件

ア 店舗は、テントによる野外店舗を基準とする。（移動販売車も可）

なお、テントを使用する場合は、応募業者持参とする。

※ テント：7m×4m（28.00m²）

移動車両：5m×5m（25.00m²）

イ 電気、ガス等を要する業種は、発電機、プロパンガス等を準備し、火気を使用する店舗には、消火器を備え付けるものとする。

また、模擬売店会場付近の電源及び水道は使用することができない。

ウ 一般開放後の車の乗り入れは禁止する。

エ 天候等により中止する場合がある。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙（以下、「甲等」という。）の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において模擬売店を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及び保安等について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲等に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させない事とし、甲等に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲等の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、1ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提供した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 模擬売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (6) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (7) 丙は、本業務の従事者に係る者の身元、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。